南箕輪村勤労者互助会規約

(目的)

第1条 この規約は、南箕輪村内に事業所を有する小規模事業所の従業員及び事業主等の福利厚生の増進 を図るとともに小規模事業所の振興発展に寄与することを目的とする。

(名称、所在地)

第2条 この会は、南箕輪村勤労者互助会と称し、事務所を南箕輪村役場内に置く。

(事業)

- 第3条 この会は、第1条の目的を達成するために次に事業を行う。
 - (1) 会員相互による共済事業
 - (2) 生活資金、住宅資金のあっせん事業
 - (3) 会員相互の親睦及び交流に関する事業
 - (4) その他目的達成のため必要な事業

(会 員)

- 第4条 会員になることができる者は、南箕輪村に事業所を有する小規模事業所の従業員及び事業主と、南箕輪村居住者で村外の小規模事業所に勤務する従業員とする。ただし次の各号に該当するものは除く。
 - (1) 期間を定めて雇用されているもの
 - (2) 試用期間中のもの
 - (3) 臨時等、その他これに準ずるもの
 - (4) その他会長が適当でないと認めたもの

(入会金)

第5条 この会に入会しようとする者は、所定の入会届を提出すると同時に1人200円の入会金を納入する。入会金は納入後返還しないものとする。

(資格の喪失)

- 第6条 次の各号に該当する場合は、会員たる資格を喪失する。
 - (1) 第4条の会員資格を失ったとき
 - (2) 会費を3ヶ月以上滞納したとき

(脱 会)

第7条 この会を脱会しようとするものは、所定の脱会届を提出しなければならない。

(除 名)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の決定により除名することができる。
 - (1) 会の事業を妨げる行為をしたとき
 - (2) 貸付及び共済事業について虚偽の申請をしたとき
 - (3) 会の規約に違反し、または信用を失わしめるような行為をしたとき

(機 関)

- 第9条 この会に次の機関を置く。
 - (1) 評議員会
 - (2) 理事会

(評議員会等)

- 第10条 評議員は、原則として1事業所につき1名を選出する。
- 2 評議員会は、評議員をもって構成し毎年度事業当初に会長が召集する。ただし、会長は必要に応じ、 評議員会を招集することができる。
- 3 評議員会は、評議員の過半数の出席(委任状は出席とみなす)により成立し、議事は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 評議員会の議長は、その都度評議員の互選によって選出する。

(評議員会の議決事項)

- 第11条 評議員会に次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃
 - (2) 事業計画の認定
 - (3) 予算及び決算の認定
 - (4) その他事業遂行に必要な事項

(理事会)

- 第12条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、評議員会の議決の範囲内において事業を執行する。
- 2 理事会は、会長が招集し、議長は、会長が行う。
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員)

- 第13条 この会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2)副会長 2名
 - (3) 理事 若干名(うち1名を総務理事とする)
 - (4) 監事 2名
- 2 会長は、南箕輪村長をもって充てる。
- 3 総務理事は、産業課長をもって充てる。

(役員の選出)

第14条 役員は、会員及び関係機関の中から評議員会で選出する。

(役員の任務)

第15条 会長は、本会を代表して会務を掌握する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その 職務を代理する。監事は会の事務及び会計を監査する。

(任期)

第16条 評議員及び役員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠役員及び補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(共 済)

- 第17条 会員に次の各号に掲げる共済事由が生じたときは、所定の手続きを経て、別に定める共済金等を支給する。
 - (1) 会員の死亡、重度障害、傷病、結婚、銀婚、高齢者特別給付
 - (2) 住宅の災害
 - (3) 子の出生、死亡、就学、卒業
 - (4) 親族の死亡

なお上記の共済金のうち、銀婚、卒業及び高齢者特別給付を除く、すべての事由の共済金の一部については、当互助会の独自給付と、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興会(東京都渋谷区代々木 2-11-17 略称:全労済共済)を引受団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約し実施する。当互助会または会員が当該保険の被保険者となり、保険金支払いの各条件等については、当該保険の普通保険約款および特約条項の規定による。

(事業年度)

第18条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(経費)

- 第19条 この会の経費は、会費、入会金、補助金、その他の収入をもって充てる。
- 2 前項の会費は、1人月額300円とし、毎月25日までに所定の方法により納入する。
- 3 会費は、納入後返還しない。

(経理処理)

第20条 この会の収入及び支出について、1件の執行金額が20万円未満のものは総務理事、これを超えるものは会長の決裁により処理するものとする。

(事務局)

第21条 この会に事務局を置き、事務局長、その他必要な職員を置く。職員は会長が任免する。

(委任)

第22条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、昭和60年4月1日より施行する。

附則

この規約は、平成9年6月30日より施行する。

附則

この規約は、平成12年6月30日より施行する。

附則

この規約は、平成26年6月9日より施行する。